

平成 28 年 6 月 21 日

関 係 各 位

大阪税関業務部

担当業務の変更について（お知らせ）

平素は税関行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
本年 7 月 1 日から大阪税関業務部においては、下記のとおり担当業務を変更
しますのでお知らせいたします。

記

○通関部門における担当業務の変更

本年 7 月 1 日から業務部通関部門が 3 部門体制から 2 部門体制に変更する
ことに伴い、担当業務を以下のとおり変更します。

通関第 1 部門	関税率表第 1 部から第 10 部までに掲げる品目に係るもの 関税率表第 18 部から第 21 部までに掲げる品目に係るもの (第 1 類から第 49 類まで、第 90 類から第 97 類まで)
通関第 2 部門	関税率表第 11 部から第 17 部までに掲げる品目に係るもの (第 50 類から第 89 類まで)

※ 6 月 30 日までに部門コード「03」で輸出入申告等を受理し、許可（承認）が未済のものに
ついては、7 月以降、上記担当部門が処理します。なお、仕掛中の輸出入申告等に係る取
扱については業務部各通関部門にお問い合わせください。

○通関総括第 5 部門の担当業務

本年 7 月 1 日から設置される業務部通関総括第 5 部門は、原産地調査官とと
もに輸出入貨物等に係る原産地認定の解釈及び適用に関する業務等を担当し
ます。

○認定事業者管理官（第 3 担当）の担当業務

本年 7 月 1 日から設置される業務部認定事業者管理官（第 3 担当）は、同（第
1 担当）及び同（第 2 担当）と同様、AEO 事業者の承認及び認定に関する業
務等を担当します。

○税関事務管理人に係る業務

現在、業務部通関総括第 4 部門が担当しております税関事務管理人に係る業
務（関税法第 95 条に基づく税関事務管理人の届出の受理等）は、本年 7 月 1
日から業務部通関総括第 1 部門（06-6576-3313）が担当します。

【本件についての照会先】 大阪税関業務部管理課：06-6576-3300